

## 陶磁器等海外市場開拓支援事業（タイ王国・香港）業務委託仕様書

### 1 委託事業名

陶磁器等海外市場開拓支援事業（タイ王国・香港）委託業務

### 2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日

### 3 目的

伊万里・有田焼を始めとした陶磁器は佐賀県が日本国内のみならず世界に誇る伝統的工芸品である。また、本県の大きな産業の一つであるため、国内の市場開拓に加え、海外への市場開拓にも積極的に取り組んできた。

本事業では、本県の陶磁器の需要が見込まれるタイ王国及び香港のバイヤーを招へいし、輸出に意欲的な陶磁器事業者との商談の機会を創出することで、タイ王国及び香港の市場における販路開拓に繋げることを目的とする。

### 4 業務内容

#### (1) 陶磁器事業者の選定

- ・佐賀県内の陶磁器関係事業者でタイ王国又は香港への輸出に意欲的な事業者（以下、「事業者」という。）をそれぞれ5社以上選定すること。
- ・選定に当たり、佐賀県内の陶磁器業界について精通し、陶磁器関係事業者への支援実績がある者を専門家として1名配置すること。
- ・なお、選定の結果、タイ王国への輸出を希望する事業者5社以上と香港への輸出を希望する事業者5社以上で、重複する事業者が生じる場合も可とする。

#### (2) バイヤーの招へい

- ・陶磁器を取扱う小売店、輸入代理店及びECショップ等の有力バイヤーについて、タイ王国及び香港のそれぞれ3社以上を本県に招へいし、(1)で選定した事業者の事業所において商談の場を設けること。
- ・招へいの調整役としてタイ王国及び香港にそれぞれ1名ずつコーディネーターを配置すること。
- ・バイヤー招へいに当たり航空券、ホテル、食事、車両の手配に要する費用を負担すること。
- ・商談に当たり、バイヤー複数社対1事業者やバイヤー1社対複数事業者にならないよう、バイヤーと事業者が1対1で商談できるようにすること。
- ・商談に当たり、通訳を手配すること。
- ・商談に当たり、事業者ごとに資料を作成すること。資料は、英語とそれぞれの

国で使用される言語により作成すること。

- ・バイヤー及び事業者による懇親会の場を設定すること。

(3) フォローアップの実施

- ・事業者に対してフィードバックを行い、今後の販路開拓につながるよう支援を行うこと。

5 成果品の納入

委託業務完了時には、下記に掲げるものをデータで県に提出すること。

- ・実績報告書
- ・バイヤーの情報、事業者へのフィードバックの内容、成約件数等
- ・当該事業で作成した制作物等

6 代金の支払方法

完了払

7 その他

- (1) 本業務に関わる県内事業者との調整においては、県内事業者の事業協力への意思や姿勢を尊重すること。
- (2) 本業務における全ての成果物・取得物及び著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は県に帰属するものとし、制作者は本県に対して著作者人格権を行使しないものとする。（取得物については消耗品を除く。）
- (3) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。
- (4) 本委託業務にて全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、本委託業務の一部について、県と受託者の協議により県が認めたときは、この限りではない。また、機密保持、知的財産権等に関して本委託業務契約にて定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。あわせて、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。
- (5) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いに当たっては、個人情報保護法を遵守すること。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、県

と受託者協議の上、決定するものとする。なお、変更する必要があるときは、県と受託者協議の上、変更することができるものとする。

- (7) 天災等の影響で、「4 委託業務の内容」で予定する事業が実施困難な場合は、その実施の有無、実施内容及び実施方法等について、県と協議すること。